

協会員に対する処分及び勧告について

2024年12月18日
日本証券業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第28条第1項の規定に基づく処分及び同第29条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ 野村證券株式会社

1. 事実関係

○市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、自己の計算において市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、長期国債先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及びその申込みをする行為

当社の自己勘定取引に従事していた者において、当社の業務に関し、株式会社大阪取引所（以下「大阪取引所」という。）に上場されていた長期国債先物 2021年3月限月について、同先物の売買を誘引する目的をもって、2021年3月9日午前8時45分49秒頃から同日午後2時16分59秒頃までの間、大阪取引所において、最良売り気配あるいはこれに劣後する価格に複数の売り注文を重層的に入れて売り板を厚くした上で、同先物を下値で買い付け、又は、最良買い気配あるいはこれに劣後する価格に複数の買い注文を重層的に入れて買い板を厚くした上で、同先物を上値で売り付けることを交互に繰り返すなどの方法により、合計2466単位の売付けの申込みを行うとともに合計462単位を買い付ける一方、合計1619単位の買付けの申込みを行うとともに合計462単位を売り付けるなどし、もって、自己の計算において、同先物の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、大阪取引所における同先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及びその申込みを行った。

2. 法令等適用

上記1.の行為は、金融商品取引法第159条第2項第1号に該当するものと認められる。したがって、上記1.について、定款第28条第1項第3号及び第4号に該当すると認

められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、野村證券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 3,000 万円

(2) 定款第 29 条の規定に基づく勧告

- ① 経営陣主導のもとで、トレーダーに対する意識付けの徹底、監督態勢の再構築及び取引監視の実効性強化等、既に作成した本件違反行為に係る再発防止策を確実に実施・定着させること。
- ② 上記について、その実施状況を書面で報告すること。

4. その他

当社は、本件について、2024 年 10 月 31 日、課徴金納付命令（2,176 万円）の行政処分を受けている。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（Tel. 03-6665-6778）

別紙

協会員の概要

(2024. 12. 18)

○ 野村證券株式会社

- ① 所在地 東京都中央区日本橋1丁目13番1号
- ② 代表者名 取締役会長 永井 浩二
- ③ 資本金 100億円
- ④ 店舗数 108店舗
- ⑤ 従業員数 13,908名

(注) 当社HP等を基に作成(店舗数及び従業員数は2024年3月末現在)。

参考

定 款 (昭 48. 6. 7)

－ 抜 粋 －

(会員の処分等)

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるとときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

1
2

(省 略)

3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

4 取引の信義則に反する行為をしたとき。

5
12

(省 略)

2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。

3 第1項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。

4 前項に規定する過怠金の額は、5億円を上限とする。ただし、第1項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。

5 第3項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6か月以内とする。

6 第1項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の5年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が1年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。

7 第4項ただし書の適用がある場合における5億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。

8 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。

9 会員は、第1項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合、その期間中、当該会員の会員権は停止又は制限される。当該会員は、その場合においても、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。

10 会員は、第1項の処分の通知が到達した日から10日以内に、第76条の3に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。

11 第1項、第2項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」をもって定める。

(会員に対する勧告)

第 29 条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

定款の施行に関する規則（昭 48. 7. 2）－抜粋－

（取引の信義則違反）

第14条 定款第23条及び第28条第1項第4号に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは協会員の信用を失墜し又は本協会若しくは協会員に対する信義に反する行為をいう。

- 1 本協会の業務若しくは他の協会員の営業に干渉し又はこれを妨げること。
- 2 有価証券の売買その他の取引等に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不適当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。
- 3 株券を買集め、その銘柄の株券の大量の所有者であることを利用してその株券の発行会社の関係者に対しその意に反してその株券を有利に売り付けること又はこれに類似する行為を目的とする者の直接又は間接の委託に応じて、その銘柄の株券の買付け又は買付けの取次ぎを行うこと。

協会員に対する処分等に係る手続に関する規則（平 22. 6. 28）－抜粋－

（処分の公表）

第15条 本協会は、定款第28条第1項の規定により処分を行ったときは、その旨を各協会員に通知する。

- 2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。
- 3 前項の規定に基づき公表を行う期間は、当該公表を行った日から5年間とする。